仕　様　書

1 件　名

福井公共職業安定所窓口番号呼び出しシステム入替整備一式

2 履行場所（納入場所）

福井公共職業安定所　（福井市開発１丁目 121-１）

3 履行期限（納入期限）

契約締結日から令和９年１月 31 日（日）まで

4 機器の構成及び証明

（１）機器の数量等

システムの主な機器の構成は仕様明細書のとおりとする。また機器の配置については別添「レイアウト図」のとおりとする。

（２）応札機器の証明等

応札する機器等が仕様内容に適合しているか事前に確認するため、システムの構成に必要なすべての機器の品名、規格、寸法、数量及びメーカー名等を記載した『**仕様内容証明書**』（任意様式）及びシステム内容及び機器が確認できるカタログ等の資料を『**入札参加申込期限**』までに「支出負担行為担当官 福井労働局総務部長」あて提出し事前に了承を得ること。

その他、応札機器については、グリーン購入法に対応している製品または環境に配慮された製品で、かつ新品に限る。

5 調達システムにかかる仕様

（１） 来所者を各窓口へ円滑に案内するため、利用目的別に受付番号カードを発券し、窓口カウンターからの番号呼び出し操作に連動して、音声及び各種ディスプレイにより番号にて窓口に案内を行うシステムであること。

（２）求人・事業所相談部門、職業相談サービス第三部門及び雇用保険適用課部門の計 17 窓口を一括管理できるシステムであること。また、部門ごとに独立した番号体系で運用できること。

（３）来所者の待ち時間中における呼び出し状況や待ち状況の情報提供に加え、セミナー案内等のハローワークからのお知らせを提供できる機能及び利用状況の各種集計機能を備えるシステムであること。

（４）各種設定内容（発券機、呼び出し操作器及び表示パネルに係る表示内容、発券チケットの印字内容等）の詳細については、必ず事前に現地担当と打ち合わせを行うこととし、本調達で要望しているシステムであるか確認すること。

6 業務実施上の留意点

（１）導入作業においては、庁舎の破損・物品の滅失損傷等がないよう万全の注意を払うこと。滅失損傷等認められた場合は、速やかに報告することとし、全て受注者の負担において

原状回復を行うこと。

（２）本契約で知り得た事項は守秘義務を厳守し、情報の漏洩防止に万全を期すこと。

（３）本仕様書に記載がない事項については、打ち合わせによることとする。また、契約後の軽微な仕様の変更は、現地担当者の合意を得た場合に限り可能なものとする。

7 保守対応

（１）納入物品に関し、物品引渡しの日から１年以内に発見された契約不適合にかかる修理または取替の諸費用については、すべて受注者が負担すること。

（２）納入物品に関し、発注者の責めに帰すべき事由によらない場合の故障については、納入後１年間は無償で修理対応すること。

（３）軽微なシステムの設定変更については、納入後１年間は無償で対応すること。

（４）障害発生時に迅速な対応が可能であること。

なお、障害発生時の復旧対応は、原則として一次対応業者のみで完結できる体制を有していること。また、一次対応業者は福井県内に本社、支店、営業所等の拠点を有しており、概ね 90 分以内での迅速な修理対応が可能であること。

8 契約形態

本契約は、システム（ソフト及び機器）の買い取り契約であり、システムの使用許諾契約ではないことに留意すること。

9 検査について

全作業（納入）を完了した後は、双方立会いのうえ、システムが正常稼動すること及び庁舎の破損・物品の滅失損傷等の有無について検査を実施し、検査に合格したことをもって業務の完了とする。

また、完成図書として、業務完了報告書（設置完了までの過程を収めた写真を含む）及び機器操作取扱マニュアルを提出すること。なお、宛名は「支出負担行為担当官　福井労働局総務部長」とすること。

10 問い合わせ先

（１）仕様及び契約担当

福井市春山１丁目１-54　福井春山合同庁舎 14 階

福井労働局 総務部総務課 会計第一係　小中（こなか）

ＴＥＬ：0776-22-2655（内線 5033）

Mail：konaka-keito.9e6@mhlw.go.jp

（２）現地担当

福井県福井市開発１丁目 121-１

福井公共職業安定所　庶務係　大橋（おおはし）

ＴＥＬ：0776-52-8158

Mail：oohashi-seina.yg5@mhlw.go.jp

仕様明細書

１．発券機、呼び出し操作機、表示パネルの仕様について

（１）発券機（液晶タッチパネル式発券機＋スタンド）１セット

① 最大 32 業務に対応していること。

② タッチパネルによる操作方式で、表示ディスプレイ部分は各種業務別にカード発券時点における待ち人数や最新の呼び出し番号を表示できるものであること。また、ボタンの色、業務名の変更、業務内容等ディスプレイの表示内容を任意に設定できること、かつ表示された業務ボタンは時間を指定して操作の有効・無効を切り替えできること。なお、業務名称については、職員で容易に名称変更が可能であること。

③ 発券機のディスプレイについて、表示する画面のレイアウトは自由に指定できること。

④ 発券カードには業務内容、受付番号（３桁）、日時、任意メッセージが印字可能であり必要に応じて業務別に発券枚数やレイアウト・文言・文字の大きさ等を任意に設定できるもの。また、受付番号は業務ごとに異なる内容を印字可能であること。

⑤ 機械が稼働中でも、ディスプレイの表示内容、発券カードの印字内容の設定変更が可能であること。

⑥ 発券機のディスプレイの表示内容の修正方法について、外部媒体を使用して行う方法のほかに、発券機本体のディスプレイでも同様に修正操作ができること。

⑦ 設定により、取扱業務のパターン設定ができること。また、画面上のボタンや背景が、タッチ操作により自動的に席次表や案内文の表示された画面などに変化するよう設定可能であること。

⑧ 集計データとして、日報・週報・月報等が集計できること。日報データは各業種の受付までの待ち時間、処理時間等が集計できること。

⑨ 発券機のタイプ

・発券機及び発券プリンタは一体型とする。なお、自立しないタイプの場合は据置タイプのスタンドを用意し設置すること。

・ディスプレイサイズは概ね 15 インチ以上とする。

・発券チケットの印字方式は感熱方式であること。

（２）呼び出し操作機　１８台（予備１台含む）

窓口カウンターに配置し、窓口職員が手元で発券した順番に呼び出し操作することが可能であり、以下の機能を有すること。

① 液晶タッチパネルもしくはボタン式による操作であること。

② 発券機等の周辺機器と連動させること。

③ 各操作機は、発券機から発券されたすべての業務の呼び出しが可能であること。

④ 操作機上の液晶画面で、全業務の待ち人数、業務別の待ち人数、次番待ち時間、保留者の一覧等が確認できること。

⑤ 順番呼び出し以外に再度呼び出し、任意呼び出し、不在者保留、処理開始、処理済、取り消し等の操作ができること。また、指定した業務のみの選択及び順番呼び出しが可能であること。

⑥ スキップ機能があり、スキップした番号の一覧の確認、呼び出しができること。

⑦ 発券時の通知音が設定可能であり、発券業種ごとに音色の設定が可能なこと。

（3）表示パネル　9台

① 呼出番号を音声と番号の点滅で表示できること。

② 表面及び裏面に「呼出番号」、「待ち人数」及び「待ち時間」等が表示できること。

③ 表示パネルごとに異なる音声の設定ができること。

④ 視認しやすいように 11 セグメント以上で数字を構成できること。

⑤ カラーユニバーサルデザインに配慮した表示であること。

⑥ 表示パネルをカウンター上に固定できること。また、レイアウト変更時等に対応できるよう、ユーザーでも取り外しが可能なこと。

２．その他備品、消耗品の仕様等について

（1）その他の機器及び消耗品

① 調達する物品は新品であること。

② システムを運用する予備電源として、無停電電源装置を必要に応じた台数で設置、接続すること。また、システム電源が異常切断された場合には、受付情報を安全に退避でき、正常に再起動できること。

③ 発券プリンタ専用のロール紙を８巻以上納品すること。

④ 電源の供給を要する呼び出し操作器及び表示パネルについては、発券機本体より電源が供給できること。

（2）設置・設定に係る留意点

① 納入する機器本体の他、設置台、ケーブル、付属機器等については、すべて受注者において準備し、すべての機器について、据付、接続、配線、現地調整、ソフトウェアのインストール、導入時の設定作業等の付帯業務まで行い、発券機、呼び出し操作機（予備含む）及び表示パネルが連動し、正常に稼動するように適切に処置すること。

② ケーブル類の敷設について、基本はＯＡフロア下もしくは天井裏とし、露出配線は最小限に留めることとし、露出配線を行う場合は、モール等の処理を行うこと。
また、機器の位置をある程度移動できるようケーブル類には余長を設けること。

③ 通信障害リスクを回避するために、機器間の通信は無線ではなく、すべて有線による接続であること。

④ 各機器の設定にあたり、福井公共職業安定所内にあるネットワークや厚生労働省の専用ネットワークには接続しないこと。

⑤ 導入後は、システムの各装置の基本操作、設定変更方法などの操作手順を記載したマニュアルを提供し、操作説明を十分に行うこと。また、マニュアルは詳細版と主要操作のみを記載した簡易版を作成すること。

⑥ 導入後は、現地担当者と事前の打ち合わせにより決定した各種設定内容（発券機、呼び出し操作器及び表示パネルに係る表示内容、発券チケットの印字内容等）が、現地担当者の指定したとおりであるか、立会いのうえ確認すること。なお、事前に打ち合わせした内容と乖離のあるものについては、その場で再度設定を行うこと。

⑦ 発券機、呼び出し操作機及び表示パネルの設置場所については、別添レイアウト図のとおり設置する予定であるが、詳細については、契約締結後現地担当者の指示に従うこと。

（３）盗難防止措置等

発券機、呼び出し操作機の各機器については、セキュリティーワイヤー等により設置台に固定し盗難防止措置を講じること。

（４）既存番号呼び出し機の廃棄処分

既存の発券機１台、表示器９台、呼び出し操作機１７台、発券機プリンタ１台、設置台１台を本調達品の導入時に廃棄処分すること。

【別添】レイアウト図

・・・呼び出し操作器（１７台）
・・・表示パネル（９台）

